

事 務 連 絡
令和5年12月18日

全基連都道府県支部
事 務 局 長 殿

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
事 務 局 長

公益通報者保護制度の周知依頼への協力について

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は、各位ご案内のとおり、令和2年に、保護対象者や保護内容の拡大、通報窓口設置等の体制整備などを盛り込んで改正され、令和4年6月1日に施行されています。

しかし、最近の大手企業の不正事件等の発覚を契機に、公益通報者保護制度が機能していなかったのではないかとの指摘を受けて、消費者庁では、今般、当該制度をより一層周知するため、周知用品（①制度を分かりやすく解説したパンフレット・リーフレット、②制度概要を解説する動画）を新規に開発・制作したので、全国的に組織を展開している団体として、ご活用いただけないかと要請がありましたので、これをお受けすることとしました。

つきましては、近く、消費者庁より各支部宛てに直接、公益通報者保護制度を解説したパンフレットが数部配布される見込みですので、各都道府県労働基準協会（連合会）等と協議のうえ、その機関紙誌・会報、ホームページ等の活用も含め、制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、消費者庁からは、下記のとおりご案内がありましたので、参考にしてください。

記

■消費者庁では、職場の不正・不祥事の防止、コンプライアンスの推進に向けて、企業・法人の経営者の皆様、お勤めの皆様向けに、「5分で分かる公益通報者保護法」の動画を作成し、本年12月4日（月）にリリース致しました。詳しくは、以下の動画や消費者庁ウェブサイトをご覧ください。

【経営者の皆様向け動画】

あなたの会社に内部通報制度を導入していますか？従業員301人以上は義務、300人以下は努力義務となっており、違反すると行政措置の可能性があります。詳しくは5分でわかる動画でチェック！

→ <https://youtu.be/HVh4N6lynds>

【お勤めの皆様向け動画】

貴方のお勤め先に内部通報制度はありますか？会社の不正を通報しても、通報者が不利益な取扱いから守られるための制度です。いざという時のため、詳しくは5分でわかる動画でチェック！

→ <https://youtu.be/46K6cP4T07I>

【経営者の皆様のための内部通報制度導入支援キット】

内部通報制度の導入を検討する際に役立つ資料やマニュアルなどを作成し、消費者庁ウェブサイトに掲載しています。詳しくは消費者庁「はじめての公益通報者保護法」のページをチェック！

→

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

以上